

一般社団法人日本電解水協会
微酸性電解水委員会

EMAWC

ELECTROLYZED MODERATELY
ACIDIC WATER COMMITTEE

SINCE

1 / 4 / 2016

Electrolyzed Moderately Acidic Water Committee

微酸性電解水委員会挨拶

2007年5月25日、微酸性電解水に興味を持った大学研究者、医療現場に携わる医師、食品衛生指導者、食品メーカー等の微酸性電解水利用者、装置メーカー、装置販売者等が発起人となって、微酸性電解水の普及を目指した任意団体「日本微酸性電解水協会」の設立を決定しました。同年6月1日、初代会長に国立大学法人 鹿児島大学農学部 生物環境学科長で農学博士の守田和夫氏を選出し、副会長に元農水省、現有限会社フーズネットワーク代表取締役社長で食品衛生指導者の小堀和之氏が選出されました。執行機関である参事会には、医療法人社団 明生会東葉クリニック医局部長 山下淳一氏の他9名、計10名で構成される組織として発足しました。2009年には、新会長として国立大学法人東京大学 特任准教授の倉橋みどり氏が就任し、2016年4月1日に一般社団法人 日本電解水協会と統合を行い、組織に微酸性電解水委員会を設置してこれまでのように運営をいたします。

微酸性電解水委員会の目的は、市場に溢れる殺菌剤との違いを持つ微酸性電解水を、食品業界をはじめ、あらゆる分野に安全、安心、快適性を高めることに寄与させるために、技術向上と普及活動を行っております。微酸性電解水が2002年6月10日に厚生労働省より食品添加物として認可され、2012年4月26日に同じく厚生労働省より規格区分の拡大が行われ有効塩素濃度10~30ppmが10~80ppmに拡大され、塩酸又は塩酸に食塩水を入れたものも追加認可されました。更に2014年3月28日には農林水産省・環境省より特定防除資剤の指定を受け、塩酸を無隔膜電解槽にて電気分解したもの（pH6.5以下・有効塩素濃度10~60ppm）で用途拡大が期待できます。1950年より殺菌剤として主流であり厚生労働省より認可されている次亜塩素酸ナトリウムは近年、改正水道法で発がん物質である臭素酸量が0.01mg/L以下に規制されました。ご存じのように次亜塩素酸ナトリウムには等級があり10・50・100mg/L含まれております。当然、それらをベースにして洗浄した器具類や食品には少なからず使用されておりますが、その残留性が懸念されます。一方で微酸性電解水にはその心配が全くなく、当初予想されなかった分野での利用報告がされるようになっております。効果はもちろんのこと、使用対象や人及びその周囲に与える影響が極めて小さいという微酸性電解水の特徴にもよるものと考えられます。次世代の殺菌・除菌材として微酸性電解水は更なる広がりをするものと思っております。

平成28年4月1日

一般社団法人日本電解水協会

微酸性電解水委員会

E-mail : info@emawa.co.jp

URL : <http://www.emawa.co.jp>

Electrolyzed Moderately Acidic Water Committee

微酸性電解水委員会規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会の名称を「一般社団法人日本電解水協会 微酸性電解水委員会」とする。

(目的)

第2条 本委員会の目的は、あらゆる分野の衛生管理のために微酸性電解水並びに微酸性電解水利用に関する知識の普及と蓄積を図り、もって人々の生活の安心、安全に貢献することである。

(所在地)

第3条 本委員会の所在地は一般社団法人日本電解水協会によって決定された住所内に置く。

(解散)

第4条 本委員会は次の事由により解散する。ただし、会長が会員の賛成に基づいて委員会に付議し、委員会の有効議決数の3/4以上の賛成が得られなければならない。

1. 本委員会の目的が終了したとき
2. 本委員会の目的の遂行が不可能になったとき
3. 財政が破綻し運営が困難になったとき
4. その他、やむをえない事由が生じたとき

第2章 事業

(事業の種類)

第5条 本委員会は目的に沿って、「研究会」、「研修会」、「研究委託」、「講演会」、「寄付、費用支援、協賛」、「外部事業への参画」、「調査」、「出版」及びその他の事業を行うことができる。

(研究会)

第6条 委員会は微酸性電解水やその利用技術等に関する事柄に関して発表を開催する。

第7条 発表の主題は委員会の目的に関連した事柄でなければならない。但し会長から特別に依頼のあった事柄についてはその限りではない。

第8条 会員は委員会に出席し、研究発表を行ったり、討議に参加することができる。但し事前に所定の申し込み用紙に必要事項を記載し会長に提出しなければならない。

第9条 本委員会の目的に賛同する非会員も、出席し、討議に参加することができる。但し事前に所定の申し込み用紙に必要事項を記載し会長に提出しなければならない。

第10条 委員会に参加するものは次の費用を前納する必要がある。

区分	参加費
微酸性電解水委員会会員（1名毎）	3,000
個人会員	5,000
非会員	7,000

(研究委託)

第11条 会長は微酸性電解水委員会に諮問し、目的に沿った研究を委託することができる。

(講演)

第12条 会長は本委員会の目的に関連した事柄、またはその他の事柄に関して講演を依頼することができる。但し、費用が発生する場合は一般社団法人日本電解水協会の理事会（以下理事会）の承認を受ける。

(協賛、寄付、費用支出)

第13条 会長は本委員会の目的に沿った内容で、外部機関が実施する事業や催しに、役員会の賛成を得て協賛、寄付、費用支援を行うことができる。

(外部事業への参加)

第14条 会長は、外部事業への参画が本委員会の目的に有益であると判断した場合、理事会の承認を得て参加することができる。

(調査)

第15条 会長は、本委員会の運営上必要もしくは有益である事柄について調査を行いもしくは外部に調査を依頼することができる。但し、費用が発生する場合は役員会の賛成を得て理事会の承認を受ける。

(研修会)

第16条 会長は、会員に有益である事柄について、研修会を実施することができる。

(出版)

第17条 会長は、本委員会の目的に関連する資料、冊子、制作、無料配布及び販売を行うことができる。但し、費用が発生する場合は役員会の賛成を得て理事会の承認を受ける。

第3章 会 員

(会員の種類)

第18条 本委員会の会員は会員、個人会員、顧問会員の3とする。

(賛助会員)

第19条 会員は、微酸性電解水に関心があり、委員会の趣旨に賛同する全ての企業、企業の組織、任意団体、公共団体、自治体、法人、学校等で、入会に役員会の賛成が得られた団体とする。

(個人会員)

第20条 個人会員は、微酸性電解水に関心があり、委員会の趣旨に賛同する全ての人で、入会に役員会の賛成が得られた個人とする。

(顧問会員)

第21条 顧問会員は、本委員会の目的に関連する科学技術分野、経済分野、報道分野及びその他の分野で格別な知見を有し、かつ委員会の趣旨に賛同する者で、役員会の推薦に基づいて入会を承認された個人とする。

(入会申込)

第22条 会員及び個人会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入して本委員会に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(脱会)

第23条 会員が脱会を希望する場合は脱会申込書に必要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。脱会が年度の中途であっても納付した会費は返却しない。

(行動規範)

第24条 全ての会員は常に本委員会の目的に沿って行動をしなければならない。

第25条 会員が本委員会の目的に背く行動をした場合、本規則に違反した場合、もしくは本委員会に不利益を与えた場合、会長は委員会の2/3以上の賛成を得て除名し、相当の損害賠償を本委員会の名義で求めることができる。

第26条 委員会会員は委員会へ出席できないときは、予め議案に対する意見及び表決を電子メール、FAX、郵便等、本人の意思であることを確認できる手段により提出し、提出された文面は委員会における意思表示とみなされる。

(会費)

第27条 本委員会会員は次の入会費及び年会費を指定日までに納入しなければならない。

会員の種類	入会費	年会費
委員会会員	30,000円	15,000円
個人会員	5,000円	4,000円

第4章 機 関

(機関の種類)

第28条 本委員会は会長、副会長、会計監査役、事務局を置く。

(役員会・委員会)

第29条 役員会は本委員会の最高決定機関であり、事前希望により会員は出席することができる。

第30条 委員会は、年1回以上、会長の招集で開催するか書面にて報告することができる。

第31条 委員会は、開催日当日に登録されている会員数の1/2以上の出席で成立し委任状も出席員数とする。

第32条 役員会への付議事項は、1. 規則の変更、2. 会長、副会長、会計監査役の選任、解任、3. 予算、4. 決算報告、5. 監査報告、6. 事業報告、7. 顧問会員入退会、8. その他の重要事項とする。

(会長)

第33条 会長は委員会を代表し役員会の推薦に基づいて選任する。

第34条 会長の任期は2年とし、重任を妨げない。

第35条 前条の規定にかかわらず、会長が本委員会に対する背任行為又は違法行為及び公の秩序と善良の風俗に反する行為を行った場合、役員会は任期中に解任することができる。

第36条 会長は委員会を運営する。

第37条 会長が欠けた場合は外部より会長を選出し、選出する期間中は役員会の中から会長の代行を選任する。この場合、理事会で会長の選任を報告しなければならない。

(副会長)

第38条 副会長は会長を補佐する。

第39条 副会長は二名とし役員会の賛成により選任する。

第40条 副会長の任期は2年とし、重任を妨げない。

第41条 前条の規定にかかわらず、副会長が本委員会に対する背任行為又は違法行為及び公の秩序と善良の風俗に反する行為を行った場合、役員会は任期中に解任することができる。

(会計監査役)

第42条 会計監査役は一名以上を、事務局のメンバー以外で会計処理の知識を有する物から選任し、任期は2年とする。

第43条 前条の規定にかかわらず会計監査役が本委員会に対する背任行為又は違法行為及び公の秩序と善良の風俗に反する行為を行った場合、役員会は解任することができる。

第44条 会計監査役は1年度毎に、決算報告を監査し、その適否を役員会に報告しなければならない。

(事務局)

第45条 事務局は一名以上の事務局員で構成する。

第46条 事務局員は会員の中から選任、任期は2年とし重任を妨げない。

第47条 前条の規定にかかわらず事務局員が本委員会に対する背任行為又は違法行為及び公の秩序と善良の風俗に反する行為を行った場合、役員会は解任することができる。

第48条 事務局は、1. 総会及び役員会の書記、2. 全ての帳票の作製及び必要期間の保管、3. 会長、副会長及び事務補助、4. 会計事務 5. その他必要な事務処理一切を行う。

第49条 事務局は1年度に1回以上開催を原則とするが電子メールによる稟議形式で実施することができるが稟議形式で行われた審議を役員会に報告する。

第50条 事務局は1. 総会及び役員会の書記、2. 全ての帳票の作製及び必要期間の保管、3. 会長、副会長及び事務補助、4. 会計事務 5. 委員会会員及び個人会員の入会審査 6. 会長、副会長、会計監査役の推薦、解任付議 7. 顧問会員の推薦 8. 会長の諮問事項 9. 予算案の作成 10. 規則の改訂案の作成 11. 執行報告の作成 12. 決算報告の作成 13. 事務局員の選任、解任 14. 事務局の住所決定 15. その他の重要事項を行う。

第5章 会 計

(事業年度)

第51条 本委員会の事業年度は8月1日から翌年の7月末日迄とする。(平成28年度は統合のため4月から翌年7月末日とする)

(予算)

第52条 事務局は事業年度の初めまでにその年度の予算案を作成し、役員会の賛成を得て、理事会に付議し承認されなければならない。

(決算)

第53条 会長は事業年度の終了後速やかに収支決算の処理をし、決算報告書を作成、会計監査役の監査を受けた後、理事会に付議し、委員会の過半数の賛成で承認されなければならない。

(収入)

第54条 本委員会の支出は、一般社団法人日本電解水協会及び委員会会費、入会費、研究会等参加費、寄付及び雑収入で充当する。

第6章 経費

(費目の種類)

第55条 本委員会の経費費目は、会議費、旅費交通費、調査費、通信費、研究補助費及び雑費とする。

(会議費)

第56条 会議費は研究会、講演会、その他の会合の開催費用で、1. 会場費、2. 係員食事費補助、3. 招待者の食事費補助、4. 謝礼、5. 資料作成費を含む。

(旅費交通費)

第57条 旅費交通費は、委員会の業務執行で担当者が移動する場合の旅費交通費、招待者の旅費交通費を含む。

(調査費)

第58条 調査費は本委員会の目的遂行に必要な調査全般に必要な費用である。

(通信費)

第59条 通信費は各種会合の案内費用、会員への連絡費用、外部機関との連絡費用、ホームページ作成運用費、その他業務上の通信に使用する費用を含む。

(研究補助費)

第60条 研究補助費は、会員もしくは外部機関が当会の目的に沿った研究を実施する場合の費用もしくは補助費用である。

(雑費)

第61条 雑費は上記以外で、委員会の運営上発生する費用全般である。

第62条 会長、副会長、会計監査役、事務局への謝礼は必要に応じて役員会に付議し、賛成で雑費から支払うことができる。

制定 2016年4月1日
一般社団法人日本電解水協会
微酸性電解水委員会
会長 倉橋みどり 印